

## 条 例

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十二月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県条例第四十七号

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

第一条 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成十一年埼玉県条例第六十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二十三項第二号事務の欄2中「及び第三項」の下に「、第三百三十七条の十二第六項及び第七項」を加える。

別表第二十六項第五号市町村の欄中「戸田市」の下に「、志木市」を加える。

別表第百項市町村の欄中「加須市」を「行田市、加須市」に改める。

別表中第百十六項を第百十七項とし、第百六項から第百十五項までを一項ずつ繰り下げ、同表第百五項第四号事務の欄中「第五十六条の五第一項第二号」の下に「、第五十六条の七第四項第三号」を加え、同項第五号事務の欄1中「及び第五十六条の七第六項」を「、第五十六条の七第六項及び第五十六条の八第四項」に改め、「第五十六条の五第一項第二号」の下に「、第五十六条の七第四項第三号」を加え、同項を同表第百六項とし、同表中第百四項を第百五項とし、第百三項を第百四項とし、第百二項を第百三項とし、第百一項の次に次の一項を加える。

102	<p>一 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>1 法第十八条第一項の規定による認可（同条第二項第一号ロ又は第二号ロに規定する土地が同条第五項第六号イ又はロに掲げる土地のいずれかに該当する場合に係るものを除く。）</p> <p>2 法第十八条第七項の規定による通知及び公告（1の認可に係るものに限る。）</p>	<p>行田市、羽生市、入間市、越生町、川島町、寄居町</p>
	<p>二 法に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>1 法第十八条第一項の規定による認可（同条第二項第一号ロ又は第二号ロに規定する土地が同条第五項第六号イに掲げる土地のうち四ヘクタ</p>	<p>さいたま市、川口市</p>

- 1 ルを超える土地又は同号口に掲げる土地に該当する場合に係るものを除く。）
- 2 法第十八条第七項の規定による通知及び公告（1の認可に係るものに限る。）

第二条 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

別表中第一百七項を第一百八項とし、第九十四項から第一百十六項までを一項ずつ繰り下げ、第九十三項の次に次の一項を加える。

94	<p>特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号。以下この項において「法」という。）          特定都市河川浸水被害対策法施行条例（令和六年埼玉県条例第五十五号）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（法第三十条に規定する雨水浸透阻害行為に係る面積が一ヘクター未満であるもの）に限り、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第三条の許可に係るものを除く。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 法第三十条、第三十七条第一項及び第三十九条第一項の規定による許可</li> <li>2 法第三十一条第一項、第三十七条第二項及び第三十九条第二項の規定による申請書の受理</li> <li>3 法第三十四条（法第三十七条第四項及び第三十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定による条件の付与</li> <li>4 法第三十五条（法第三十七条第四項及び第三十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定による協議</li> <li>5 法第三十六条第二項（法第三十七条第四項及び第三十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定による通知</li> <li>6 法第三十七条第三項及び第三十八条第一項の規定による届出の受理</li> <li>7 法第三十八条第二項の規定による検査</li> </ul>	<p>熊谷市、行田市、加須市、春日部市、羽生市、上尾市、草加市、桶川市、久喜市、八潮市、三郷市、吉川市、宮代町、松伏町</p>
----	---	---

8	法第三十八条第三項の規定による標識の設置
9	法第三十八条第六項の規定による損失の補償
10	法第三十八条第七項の規定による協議
11	法第三十八条第八項の規定による裁決の申請
12	法第四十一条第一項の規定による許可の取消 し及び条件の変更並びに命令
13	法第四十一条第二項の規定による措置及び公 告
14	法第四十一条第三項の規定による公示
15	法第四十二条第一項の規定による立入検査
16	法第四十三条第一項及び第二項の規定による 報告及び資料の徴収並びに助言及び勧告
17	1 から16までに掲げるもののほか法の施行に 係る事務のうち規則に基づく事務であつて別に 規則で定めるもの

第三条 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する

別表第九十六項事務の欄中「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」を「物資の流通の効率化に関する法律」に改め、同欄1中「第四条第一項及び第五条第一項」を「第六条第一項及び第七条第一項」に改め、同欄2中「第五条第二項」を「第七条第二項」に改め、同欄3中「第七条第二項」を「第九条第二項」に改め、同欄4中「第二十六条」を「第二十九条」に改める。

第四条 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第九十項第一号事務の欄3中「第十三条第二項」の下に「、第十九条の第二項」を加え、同欄中18を19とし、7から17までを8から18までとし、6の次に次のように加える。

7 法第十九条の二第一項の規定による承認

別表第九十項第二号事務の欄2中「第六十九条第二項」を「第七十条第二項」に改め、同欄6を削り、同欄5中「第六十六条」を「第六十七条」に改め、同欄中5を6とし、同欄4中「第六十五条」を「第六十六条」に改め、同欄中4を5とし、同欄3中「第五十八条第一項及び第六十七条第三項」を「第五十九条第一項及び第六十八条第三項」に改め、同欄中3を4とし、2の次に次のように加え

る。

3 法第五十七条第二項及び第三項、第六十八条第二項並びに第七十一条第一項の規定による届出の受理

別表第九十項第二号事務の欄7中「第六十八条」を「第六十九条」に改め、同欄8中「第六十九条第一項」を「第七十条第一項」に改める。

第五条 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第三十一項第一号事務の欄6中「第三条第五項」を「第四条第七項」に改め、同欄12中「18」を「19」に改め、同欄15中「19」を「20」に改め、同欄19中「第五十一条第四項」を「第五十一条第五項」に、「18」を「19」に改め、同欄19を20とし、同欄18中「第五十一条第三項」を「第五十一条第四項」に改め、同欄18を19とし、17の次に次のように加える。

18 法第五十一条第三項の規定による公表（16の事務に係るものに限る。）  
別表第三十一項第二号事務の欄6中「第三条第五項」を「第四条第七項」に改め、同欄9中「15」を「16」に改め、同欄12中「16」を「17」に改め、同欄16中「第五十一条第四項」を「第五十一条第五項」に、「15」を「16」に改め、同欄16を17とし、同欄15中「第五十一条第三項」を「第五十一条第四項」に改め、同欄15を16とし、14の次に次のように加える。

15 法第五十一条第三項の規定による公表（13の事務に係るものに限る。）

#### 附 則

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条の規定 令和七年七月一日

二 第三条の規定 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和六年法律第二十三号）の施行の日

三 第四条の規定 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十三号）の施行の日

四 第五条の規定 食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第六十二号）の施行の日

2 この条例（第一条の規定に限る。以下同じ。）の施行の際改正後の別表の事務の欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例若しくは規則（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定により知

事に対してされた申請その他の行為で、施行日に同表の市町村の欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してされた申請その他の行為とみなす。